

# ZENKOKU 青年税連

1992・10・31

## 第25回定期総会報告

新任役員就任あいさつ

制度問題より

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(3354)4162

FAX 03(3354)4095

# No.96

発行人 会長 益子 良一 編集人 広報部長 加藤 弘

# No.96 CONTENTS 1992.10

○第25回定時総会報告 ..... 3

○新役員就任あいさつ ..... 4 ~ 11



議長団あいさつ



大会宣言を読みあげる  
森谷 修一会员

○りょうこう日記—九州へ——中沢 ゆきえ ..... 12~13

○制度問題より

大臣告示を受けての不動産コンサルタント問題について

法対策部長 森 ひろみ ..... 14~15

納税者番号制度について—オーストラリア視察を踏まえて

納税者番号制対策委員長 大石 敬 ..... 15~16

「納税者番号制導入案を徹底検証する」—石村耕治教授の講演より—

三浦 幹雄 ..... 16~17

○岡山青年税理士クラブおよび鹿児島青年税理士クラブが連盟を退会

組織部長 大澤 慎 ..... 18~19

○書評：三木義一著『現代税法と人権』 総務部長 辻村 祥造 ..... 19

# 第25回定時総会報告

## 新会長は益子良一会员

全国青年税理士連盟第25回定時総会は、1992年8月9日、熊本県熊本市の熊本市総合婦人カルチャーセンターで開催された。全国から会員194名、家族等141名、合計335名の参加があった。

総会先立ち、記念講演が次のとおり行われた。

演題：国際社会における我が国の税制のあり方  
講師：税理士 山本守之先生

その後、午後3時30分より第25回定時総会が開催された。柏谷会長のあいさつに続き、議長に、小沢岳彦会員（東京）、高橋純子会員（近畿）、若原照司会員（名古屋）が選出され、議長より議事録署名人が指名され議事に入った。

第一号議案、第二号議案は、勝又総務部長及び福島経理部長より説明がされ、原案通り可決承認された。第三号議案（規約一部改正承認の件）は、森ひろみ委員長より提案され、原案通り可決承認された。続いて第四号議案（役員改選の件）は、原案通り可決承認され、益子新会長が選任され、

新会長のあいさつがなされた。次に第五号議案、第六号議案が辻村新総務部長及び長谷川新経理部長より提案され、原案通り可決承認され、続いて新役員が紹介された。

最後に、第七号議案（大会宣言選択の件）が森谷修一会员より力強く読みあげられ、満場一致で選択された。

来賓のご祝辞を受け、総会は無事終了した。

総会終了後、懇親パーティーが開催された。



新役員勢揃い

## 大會宣言

全国の青年税理士の組織である我々は、税理士の本流であり良心であるとの自負のもとに、税制・税務行政の在り方はもとより、国民生活や中小企業の経営、税理士制度に影響のある動きに対して、平和・基本的人権・国民主権をうたうわが国憲法に即して不斷に追求していく。

本日全国から、熊本の地に結集した全国の青年税理士は、第25回熊本大会定時総会の名において、次のとおり宣言する。

- 「税理士法改正に関する基本要綱」の理念にそって、国民のための税理士制度の確立をめざし、現代的視点にたった新たな税理士法改正に向けて活動しよう。
- 税務行政の強権化に反対するとともに、税務行政の手続適正化の法的保証である「税務行政手続法」の制定に向けて活動しよう。
- 「国民総背番号制度」そのものである「納税者番号制度」につき、国民の人権を守る

立場から、研究し、活動しよう。

- 税制改革に対し積極的に対応し、消費税廃止などを含め応能負担の原則に基づくるべき税制の確立のために活動しよう。
- 中小企業の切り捨てと、税理士制度の変質をもたらす商法改悪に断固反対しよう。
- 権力を背景にした国税幹部職員の不当な天下りを糾弾しよう。
- 日税連の会務運営を民主化させるために、規約ならびに機構の改革を求めて活動しよう。

我々青年税理士連盟は、さらに活発な日常活動を行い、組織を拡大強化し、以上の目的を達成するため奮戦する。

1992年8月9日

全国青年税理士連盟  
第25回 熊本大会  
定時総会

# 新役員就任あいさつ



## 会長就任 あいさつ

益子良一  
(神奈川)

第25回定期総会において、会長に選出されました神奈川青年税理士クラブの益子良一です。

25という数字は、一つの区切りの時期でもあり東京以外の地域から会長が選出されたのも、私の出身母体である神奈川青年税理士クラブの稻葉会長以来10年ぶりのことです。

### 二つの試練

私は就任二週間目にして、二つの試練にあいました。

一つは、岡山青年税理士クラブが8月22日の臨時総会で全国青年税理士連盟を退会したことです。

岡山青年税理士クラブの退会問題につきましては、前執行部よりの引き継ぎ事項でしたので、私達執行部は、私と、辻村総務部長そして大澤組織部長の3人でなんとか退会しないようにお願いにいって、残ってもらえる方向で話を進めてきましたのですが、当日出席していない会員の方もあって、臨時総会では残念ながら退会するという決議がなされてしまいました。

しかしいつの日か全国青年税理士連盟への誤解をといて岡山青年税理士クラブが再び連盟へ復帰されることを期待しております。

もう一つは、同じように鹿児島青年税理士クラブより8月19日に臨時総会を開いて、全国青年税理士連盟を退会する旨の通知が届いたことです。

全国青年税理士連盟は、各地域の単位会と個人会員から構成されている連合体ですので退会されることは自由です。

しかし私たち執行部に、事前の連絡もなく一遍の退会通知によって退会されたことは、今までの鹿児島青年税理士クラブとの付き合いを考えますと一抹のさびしさを感じます。

私たち執行部としては、青天のへきれきに近いことであり、なぜこのような状態になってしまったのか事実を確認すると同時に今後の対応を考えていきたいと考えております。

### 税理士という職業

私は税理士という職業は非常に奥行きが深い職業であると痛感しております。

税理士制度は、シャープ勧告でいわれているように、憲法で保障された納税者の権利を守っていく職業、すなわち税金の面における弁護士として位置づけられております。

そして中小企業と一番密着している自由職業人としての専門家は、私たち税理士といえるでしょう。

現在のように高度に発達した資本主義社会において私たち税理士にクライアントが要求していることは、税制のみならず経営指導も含めた多岐にわたっております。

その税制すら、ここ数年非常に揺れ動いております。

そのような状況の中で私たち青年税理士に求められていることはなんでしょうか。

### 視察を受けて

私たち全国青年税理士連盟では、昨年から今年にかけて、アメリカとカナダそしてオーストラリアへ視察団を派遣しております。

それらの国々にいって、税務行政の適正手続について視察し、我が国は非常に遅れていることを痛感せざるをえませんでした。

やはり日本でも税務行政における適正手続法制度の制定にむけて運動を進めていかなければならないと考えます。

すでに政府税制調査会は、今年の秋口に、納税者番号制についての答申をだそうとしております。

アメリカやカナダでも納税者番号制は導入されていますが、それに対するセーフガードとして、プライバシー保護法や情報公開法さらにはオンブズマン制度などがきちんと制定されています。

ところが日本の場合はどうでしょうか。そのような歯どめもないままに導入の方向での議論が密室に近い中で行われ、過去に国民の反対にあって断念された国民背番号制と同じものがだされようとしています。

私たち全国青年税理士連盟では、観察してきた内容を踏まえた上できちんとした対応をしていかないと考えております。

### 実行したい企画の紹介

今年度は、全国の会員の利便に資するために、いくつかの企画を実行に移したいと考えておりますが、その一部を紹介します。

一つは、研修講師団の紹介リストの作成です。例えば山本守之先生のような著名な講師の方々と全国青年税理士連盟は友好関係にあります。

そこで各単位会または個人会員がそれらの講師の先生を地方に呼びたいときに、全国青年税理士連盟（多分所管は組織部になると思いますが）へ連絡すればその斡旋を行いたいと考えます。

そしてそのリストにのってない講師の先生を呼びたいときでも、一言全国青年税理士連盟に声をかけてもらえば、あらゆるルートをつかってその期待に応えていきたいと考えております。

二つ目は、「納税者の権利・税務調査の受け方」の改訂版の作成です。この書物は税務調査を受けるにあたっての対応の仕方がきめ細かく記載されております。しかし昨今消費税が導入され、国税庁の機構も大きく変りました。

そこで、それに対応するような、なおかつ諸外国の納税者の権利・税務行政手続をも網羅したところでの改訂版にしたいと考えております。

三つ目は、税務書式集を作成できないかということです。例えば青色承認申請書や青色専従者届出書など税務で使う書式を1冊の書式集にして、その部分をコピーして利用できるようなものが作れないか研究部にお願いしているところです。

四つ目は、会員は全国各地で、それぞれ特色のある事務所経営を行っております。

そこで、ツアーを組んで事務所見学ができるか研究部を中心に検討をお願いしております。

### シンポジウムを開きたい

私たちがめざす国民のための税理士制度の確立

のためには、当然国民の理解が必要ですし、そのためには税制について物申していくことが大切です。

そこで、税制対策委員会を中心に、事業専従者の問題あるいは自家労賃の問題についてシンポジウムを開けないか検討をお願いしております。

とくに生計を一にする事業専従者については、青色申告でおかつ届出がなければ、働いていても給料として認められません。

このことの影響を一番うけるのは、妻である女性が多いのではないかでしょうか。

全国婦人税理士連盟でも、今年シンポジウムを開いて、「100万円の壁」ということでパート労働の問題について女性の立場から問題提起しております。

私たち青年税理士は、女性男性に関係なく、税の専門家として、税制の不合理な点は、国民に訴えていくことによって改善にむけて提言を行っていきたいと考えております。

### 親睦を深めたい

来年は名古屋青年税理士連盟にお願いして、合歓の里で全国大会が開催されます。ご承知のように、合歓の里は、レジャー施設が豊富です。

せっかく全国各地から、会員とその家族が集まるのですから、テニス大会とかドッジボール大会とか、参加者が楽しめるような企画ができるか厚生部にお願いしております。

### 最後に

私は図らずも全国青年税理士連盟の会長を引き受けました。

世界的にみても、各地域で民族の独立問題がおきています。

しかし各単位会と個人会員が集まって全国組織をつくるメリットというものは、計り知れないものがあります。

各地域の単位会と個人会員の支えがなければ、全国青年税理士連盟は崩壊してしまいます。

私たち執行部は、この一年全国青年税理士連盟が結成された原点に返ってがんばっていきたいと思います。

知恵のある人は知恵を、金のある人は金を、全国各地域のみなさん、みなさんの得意とする分野で、ぜひ力を貸して下さい。



『全青税副会長就任  
にあたって』  
副会長  
檜山直樹(岩手)

今回の第25回全青税熊本大会の成功大変おめでとうございます。

前回に引き続き副会長に就任させていただきましたので、また新たな気持ちでやらせていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、今回の熊本大会では、岩手青税クラブからの会員参加は私一人だったため、家族全員で参加させてもらいました。子供3名（6才・4才・2才）を引き連れての長い旅でしたが、楽しく観光をさせていただきました。しかし、観光だけでは理事会や役員会へは欠席して申し訳ありませんでした。

この観光の中で全国の先生方と事務所経営のあり方や、会計事務所のあるべき姿、そして現状の問題点や改善すべき点などをお話しさせていただいた事もやはり、全青税ならではの事と大変うれしく思いました。

また、熊本青税の昔からの友人の税理士ともお会い出来たのもうれしかった事の一つです。

新役員も決まり、新たな気持ちでまた副会長をやらせていただく事に期待と不安の一年ですが、皆様よろしくお願ひ申し上げます。



四半世紀を経過した全青税には  
新しい組織感覚が必要か?  
副会長・組織部長  
大澤慎一(神奈川)

今事業年度の副会長兼組織部長に就任いたしました神奈川の大澤です。久し振りに神奈川から選出されました益子会長の下、一年間精一杯務めさせていただきたいと考えています。

さて、先日の熊本大会においても質疑の対象とされました。本年8月22日付けをもって岡山青税が連盟を退会いたしました。また、鹿児島青税からも、8月19日開催の臨時総会において、連盟退会の決議がなされた旨の通知を8月25日付けて

受け取りました。（詳細は本広報の別の欄で述べさせていただきます。）

例年の組織部長の就任挨拶は、新しい単位青税の結成にむけての決意表明となるのが常であったでしょう。私も就任当初においては、歴代の組織部長の方々とその点について何ら変わるものはありませんでした。諸先輩から現執行部の私達に受け継がれてきた青税の理念と活動を私達税理士にとって最良のものと信じ、それを全国の一人でも多くの税理士に伝え、それによりまた更に大きな力として結集することができるような組織の充実の一助となればと考えていました。

一つの単位会の加入より、一つの単位会の退会の方がより重いものであると考えています。25年という一つの区切りを迎えた今、連盟が抱えていた組織的な様々な問題が二つの単位会の退会という形で現われたのではないでしょうか。

今事業年度の組織部は、二つの単位会の退会に至った原因を真摯な態度をもって検討し、反省し改善すべき点については早急に改善することから始めます。それが、青税の理念と活動を全国に広げていくための最善かつ最短な道であると信じています。

規約前文にも掲げられている青税の理念については、恐らく全国の仲間の間には異議を唱える者はいないでしょう。その理念を達成するための手段であり、具象化されたものであるとも言える制度活動は、全国各地の仲間の間での充分な検討を経ての総意の結集であることが必要です。執行部に多くの会員を出している大きな単位会の意志のみによって連盟が運営されることを防止するためにも、謂ばチェック機関としても全国各地の仲間が必要です。

連盟の理念と活動が、連盟に現在加入未加入に拘らず、全国各地の一人でも多くの税理士に伝わるよう、思考錯誤の連続になるとは思いますが、一年間頑張ってみようと考えています。



副会長再任にあたって

副会長  
本田 誠(東京)

昨年度は、柏谷前会長執行部として、特に第25

回全国青年税理士連盟熊本大会を担当し、台風10号の影響はあったものの、青税会員各位のご協力と、特に熊本青年税理士連盟の実行委員会の皆様の絶大なるご活躍により、大会運営も無事とどおりなく終了し、益子執行部が発足したのであります。本年度も、再び副会長を務めさせていただくことになり、私の信条である誠実をモットーに全青税のため、あらゆる側面から益子会長を補佐し、積極的な発言をしてゆく所存であります。

全青税の活動は、特定の地域や、個別の主義主張のためにあるのではありません。広く税理士制度をとらえ、るべき姿を追求することにはかなりません。単位青税としての参加はもとより、個人会員制度もあり、参加し議論をつくし、納税者のための真の税理士制度を考えてゆこうではありませんか。2階席からの応援も歓迎ですが、ぜひフィールドに降りて、チームの中で意見を言い、より明るい全青税にしてゆこうではありませんか。

税理士と言う、同じ職業人ですから、共通の実務問題や社会的責任について共感することは多いと思います。個人々々の政治観や宗教観などは、一切問題にすべきではなく、本質を見えた活動こそが全青税の進む道と考えています。誰かが考えねばならない税理士についての問題は、やはり全青税で発言すべきでしょう。すべてに誠実に。

### 「税理士の使命」とは

副会長

井 澤 和 好 (刈谷西尾)



今回、全国青年税理士連盟の副会長に就任することになりました刈谷西尾青税クラブの井澤でございます。大役をこなすのは、皆様方のご支援がより必要と考えておりますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

“山椒は小粒でも…………”の気概を持つ刈谷西尾青税クラブは、91年秋季シンポジウムを当地で開催し、意気上がる昨今です。この気概を全国青税に送り込み、地方の意見や考えを伝えたいと思っております。

最近税理士を取り囲む情勢は複雑多岐に渡っております。「税理士改正法」問題もまた然りであります。「税理士法」を広く国民に理解していく

だき、民主的な「税理士法」にすべきであります。それは、我々青年税理士の役目といえるでしょう。そのためには今まで以上の努力と汗が必要な時期といえるのです。

今回「税理士の使命」という問題について、私を含めて青年税理士が考えていくべきと思つております。これは、私の就任の抱負でもあります。

最後になりましたが、副会長という大役を果すためにも叱咤激励をお願い申し上げる次第です。



### 青税のために努力する

副会長

田 中 英 俊 (岐阜)

この度、副会長に選任されました、岐阜の田中でございます。今までの会員として、岐阜青税の仲間に加えさせて戴いておりましたが、さらに一步進んで、岐阜青税と全青との間のお役に立たせて戴きたいと思っております。微力ではございますがよろしくお願い申し上げます。

振り返って思うに、青税に入ってよかつたことは、まず地域の中の会員の仲間に入れて頂き、税法研修会、ゴルフ、ソフトボールなどを通して、意見交換やざっくばらんな会話の中から親睦を深め、自分の現在ある姿を客観的にみることができ、抱えている悩みや問題の解決の一助になったことです。さらに、全青から送ってくる刷子や出版物は自分の考えていない過激的な表現を通して、でもそあるべき指針が盛り込まれている内容に、一地方で、ダラダラした自分を見返してくれた。

青税活動の評価というのは、保守的色彩の濃い地域では、正しく理解されにくい面がある。これからも青税活動を通して、会員や多くの人に正しく理解し、協力してもらえるよう努力していくたいと思っています。今年度一年間よろしくお願いいたします。



### 全青税の組織拡大を！

副会長

篠 田 展 俊 (近畿)

全青税の歴史も四半世紀を数え、ここに至るま

で、組織の拡大を遂げてきたわけであるが、今後も同じようにいくのであろうか？

各単位会の会員数が増加をすれば、自動的に全青税の会員数は増えるわけだが、何もそのようなことを言っているのではなく、現状において、13の単位会があるわけだが、これをいかに増やすかという問題がある。

また、ある単位会においては、全青税からの脱退という問題まであると聞いている。全国青年税理士連盟という名に相応しく、全国すべての地域を網羅した組織づくりを、今一度、活発な議論をとおして考え、積極的に取り組むべきではないでしょうか。

## 就任にあたって



副会長

高浜 三喜夫（熊本）

この度、副会長に選任されました熊本青税の高浜でございます。まずは全国から熊本大会にお集まりいただいた会員及び家族の皆様、及びお手伝いいただいた全青税の役員の皆様に心よりお礼申し上げます。又、色々とご迷惑をおかけしたことと思います。この紙面を借りてお詫びいたします。

前日の台風の為に前泊者の方々には大変な負担をおかけしました。しかし、大会が無事に終了してホッとしているところです。

今年も昨年に引き続き副会長として全青税の理事会でのホットなニュースを熊本に持ち帰り、全青税とのパイプ役として微力ながら全力を尽していきたいと思っております。どうかよろしくお願ひ致します。

## 地域青税の目で

総務部長 辻村祥造（神奈川）

神奈川から次期の会長を出すことになりそうとの話が出てから、8月9日の熊本における第25回の定期総会、そして9月5日の第1回理事会まで、あっという間に過ぎてしまいました。

その間、とにかく必要な準備と、集まる情報、問題に対応することに忙殺され、感じたことは全青の総務部長というのは、なんと大変なポストだ



(報告する辻村総務部長)

ということでした。

最近の総務部長は、私よりも若い方々がなられていたことを考えますと、体力のほうは別として、その能力に尊敬の念を抱きます。

さて、益子新会長が総会において選任され、9年ぶりでしょうか、神奈川から会長が出ることになりました。神奈川も東京からみれば一つの地域青税です。

私は、地域の青税から見た目で、全青の活動を行っていきたいと考えております。具体的には、各単位青税の横のつながりをもっと強化するとともに、個人会員の皆さんへの情報提供等を密接にしてゆきたいと考えます。

全青の活動は各地域の単位青税、そして各地域の青税会員の活発な活動によって支えられています。より、充実した活動ができますよう総務部として努力する所存です。



全国の皆様と共に

経理部長

長谷川 拓人（千葉）

この度、経理部長という大役を仰せ付かりました千葉青税の長谷川拓人でございます。

独立開業して7年足らず、これまで青税と共に歩み成長してまいりました。今日の私があるのも青税のお陰と言っても決して過言ではありません。地元千葉青税では、制度部長、研究部長、副会長そして会長を2期務めてまいりましたが、今度は全国の経理部長です。今までの様に千葉だけで和気藹藹とやっていたのとは違い、責任の重さをずっしりと感じております。

本年も益子会長を中心に、国民の為の税理士制

度の確立にむけて全国青税はさまざまな活動をしていきます。私もその一員として皆様の為に働くことが出来て大変嬉しく思います。しかし残念なことに2つの単位会が8月末日で全国青税から離れるという寂しい事実もあり、財政基盤強化の為にも更に多くの青年税理士に加盟を呼びかけたいところです。

先の熊本大会で本年9月より年会費が1人当たり千円値上がりされましたが、これから財政難に陥る事も予想されます。承認された事業計画の全てを円滑に執行出来る様にする為、各単位青税の経理担当者は、諸般の事情もあるとは存じますが、以上の様な全国青税の状況を察していただき、今後早急に御送金下さる様、お願い致します。

この一年間、益子会長の許、精一杯頑張る決意です。どうか皆様の御理解、御協力、そして御指導の程、よろしくお願ひ申し上げます。



## 青税の発展のために

研究部長

麻 田 利 博 (近畿)

本年度の研究部長を担当致します近畿青税(京都支部)の麻田です。

今から5年前に京都で開催された20周年記念大会の熱気が今でも脳裏に焼きついているのですが、これが私と全青税との確かな出会いがありました。しかし当時は支部の一員として大会のお手伝いをしていたという自覚しかなかったように思います。それ以降全青税との再会を実感する時がほとんどないままに、今回部長の任を引き受けてしまった軽率さに自嘲せざるを得ぬ想いです。

今後1年間、青税の発展のために私なりに考え、行動していく所存ですが、万一の不首尾の段は前もってご容赦願っておきます。

さて、研究部の事業活動の基本理念を一言致しますと、会員の質的向上のためのみでなく、会務運営全体の活性化、組織の拡大化にも寄付し得るような事業展開を意図したいということあります。この理念に基づき、恒例のシンポジウムを初めとする事業内容を検討して参りますので、多数のご意見をお寄せいただきますよう、宜しくお願ひ申し上げます。



## 一年間よろしく お願ひします

広報部長

加 藤 弘 (東京)

第25回全国税理士連盟、熊本大会において広報部長に選任されました、東京青年税理士連盟の加藤です。東京青税では、前年の総務部長を経て、現在副会長を努めています。

全青税での活動経験は、ほとんどありませんが、益子会長をはじめ諸先輩の御指導をいただきこの一年をがんばっていきたいと思っております。

広報では、制度問題での取組み意見表明、活動報告など適時取り上げていきたいと思います。

皆様の御協力を、是非お願ひいたします。



## 「遊び」の心を持って

厚生部長

尾 崎 秀 明 (名古屋)

このたび、全国青税の厚生部長に就任いたしました名古屋青税の尾崎です。1年間ご協力の程よろしくお願ひいたします。

さて、厚生という言葉で、会員の皆さんはどういうイメージを持っていられるでしょうか。厚生イコール遊びといったイメージでしょうか。

遊びという言葉には、日常的にはどうもあまりいいイメージがないような気がします。

では、遊びを本来この言葉の持つ意としての余裕、ゆとりに置き換えてみればどうでしょう。

在野精神の立場に立ち、納税者の代理人制度としての税理士の社会的使命を強く認識しつつ、青年らしく若さと行動力を武器として行動するため、「遊び」の心が不可欠だとは思いませんか。

さらには、人の輪、青税の輪を広げるためにも……。

諸活動において、そして名古屋大会において、会員の方々が、楽しく交流できることを期待しております。





## あなたのアンテナ 法対策部

法対策部長

森 ひろみ (神奈川)

今年度の法対策部長という大任をお受けすることになりました神奈川青税の森ひろみです。

法対策部において今年度は6つの委員会を設けて活動を行なっていきたいと考えております。

納稅者番号制対策委員会、商法対策委員会、争訟対策委員会、税理士法対策委員会、税務行政適正手続委員会、税制対策委員会ですが、たのもしい委員長にお願いしてありますので安心です。

私が税理士登録をした時にいただいた本の中に税理士法がありました。職業法がある仕事を選んだのであるから全てに目を通そうと読んだ記憶があります。ずい分規制が多い職業だなあというのが率直な感じでした。きっと皆さんも同様な経験をお持ちのことだと思います。その後9年、実務を通じて納稅者との——広くは社会との税理士としての係わりあい方が、様々な法律や状況で変わろうとするのが気になります。それは商売としての税理士だけでなく、税理士という職業に誇りも社会的意義を感じるからではないでしょうか。

納稅者番号制も商法も、様々な見方によっては、一面的に判断を下せない問題であります。是非皆様から意見をお聞きし、今後の活動を進めていく所存であります。

法対策部は、皆様のアンテナ代りに情報を提供し、皆様の意見をキャッチし適時な対応をすることが必要であると思っていますので、一年間よろしくおねがいします。

何分、経験も力量も不足しておりますので、個人的な助言、苦言歓迎します。

## 納稅者番号制度導入に危機意識を

納稅者番号制対策委員会

委員長 大石 敬 (埼玉)

この度、納稅者番号制対策委員会の委員長に就任しました埼玉青税の大石敬です。私は、58年の税理士試験合格以来青税に参加しておりますので、青税活動は8年半になります。

本年度の活動の中でも最も重要な問題のひとつである委員会の委員長就任に責任の大きさをひしめしと痛感しています。

さて、会員の皆さん「納稅者番号制度」という言葉からどんなイメージが沸くでしょうか。もしかしたら、不公平の解消につながるのですばらしい制度と思う人も多いかもしれません。それでは、「国民総背番号制度」という言葉は、どうでしょうか。たぶん、あまりよいイメージを持つ人は少ないのでしょうか。今度は、「共通番号制度」という言葉はどうでしょうか。これは、その名前からは、具体的な制度のイメージが沸きにくい言葉ではないでしょうか。そのネーミングから連想する内容は、人それぞれ違うと思います。

ただ、重要なのはその本質です。現在、政府が導入をめざしている「納稅者番号制度」、「共通番号制度」とは、実は「国民総背番号制度」そのものです。また、プライバシー保護法や情報公開法のような番号制度と切り放すことのできない法律の整備の議論さえ行われていません。

今我々は、納稅者番号制度導入に危機意識をもち、活動を行わなければなりません。会員の皆様の協力をお願いいたします。本年度1年間よろしくお願ひいたします。



## 社会の動きに合った

## 税制を!

税制対策委員会委員長

岸 生 子 (埼玉)

税制対策委員会委員長に就任いたしました、埼玉青税の岸です。1年間この大役を無事つとめられますよう、会員の皆様のご指導、ご協力よろしくお願いします。

さて、現在の税制をみてみると、地価税の新設、消費税・相続税の改正等がある中で、所得税の青色・白色申告の区分、事業専従者控除額(配偶者である場合、80万円)、配偶者控除額(パート就労100万円の壁)が存続しています。今の社会では、夫婦とも働いている家庭、夫婦別姓、結婚しない人、高齢者の一人ぐらし等様々です。男女の役割分担も変わってきています。そろそろ、社会の実情にあわせた税制を考えてみてもよいの

ではないでしょうか。労働に対する給与等はしっかりと受け、配偶者の収入のあるなしの関係ない所得税、公平な税の負担、そして税金の使いみちを厳しくチェックすることが、必要だと思います。

話は変わりますが、私の事務所のパートさんにもまた1年間全国青税の役員をすると話したところ、「私は、先生とちがって、家庭が一番、仕事は二番です。」と言われました。私も、家庭と仕事のどちらも大事にしているつもりではいるのですが。

## 税理士制度の

### 歴史を紐とけば

税理士法対策委員会

委員長 石澤一英(神奈川)

益子新会長のもと、税理士法対策委員会を担当することになりました神奈川青税の石澤です。浅学ではありますが、税理士法を自分自身でも一度振りかえるチャンスを頂いたものと解し、皆様の協力を仰ぎながらこの1年間がんばりたいと思います。宜しくお願い致します。

本年4月全国青税は数ヶ月にわたる審議の末「税理士法改正に関する意見」を発表しました。この意見書は、言うならば中間答申であり最終的なものではありません。この意見書に述べられたことを更に検討し、税理士制度・業務独占権・事務所の共同化(法人制度を含む)・自主権・事務所譲渡等についての研究を重ねていきたいと思います。

税理士制度の研究を進めるうえで、是非とも税理士制度の歴史について研究してみたいと考えております。税理士制度の歴史を紐とくことによって必ず「あるべき税理士制度」の原点を見出すことができると確信します。

原点が明確になればおのずから「税理士の使命」・「代理人としての権利」・「自主権」を始めとしてぼんやりと見えていた税理士法の方向性が、はっきりと見えてくる筈です。

会員の皆様、御協力をお願い致します。



一年間よろしく

お願いします

争訟対策委員会 委員長

福島秀一(東京)

本年度争訟対策委員会の委員長に就任した東京青税の福島です。昨年度は経理部長で、全青は今年で2年目です。

争訟対策委員会というと何かむづかしそうな名前で、何をやっているのかよくわからない所もありますが、要するに争いごとの対策を立てる所です。

具体的な仕事としては、全青のベストセラーである「税務調査における納税者の権利」の改定と、牛島税理士訴訟に対する支援が主なものです。

納税者の権利の改定は、秋のシンポジウムに間にあうと思いますので、参加される方はお楽しみに。

また、牛島税理士訴訟は既に会報等で何回もお知らせしていると思いますが、公益法人である南九州税理士会が行った政治献金の是非をめぐっての訴訟で、本年5月に最高裁への上告が行なわれています。佐川急便の献金問題が今マスコミを騒がせており、世間の注目を集めております。高裁判決では金の流れが特定出来ないことから南九州税理士会側の勝訴となりましたが、このような姑息な判決で再び起こらないよう目を光らせていきたいと思います。

## 事務局よりご案内

事務局の業務について時間が一部変更となりましたのでお知らせいたします。

業務時間 午前10時～午後6時  
(月曜日～金曜日)

土曜日 第2、第4土曜日は休日  
その他の土曜日は  
午前10時～午後1時

なお、事務局員が不在の時は、総務部長宛に電話が転送されるようになっております。

# りょうこう日記

中沢 ゆきえ (小学3年)

## 8月7日(金)

午前8時10分に家をでてしんよこはまのえきから9時59分発ひかり217ごうできょうとまでいってあそびました。みょうしんじのてんじょうに大きなりゅうがかいもありました。そこになっていたはしらはけやきだといっていました。次にえいが村にいきました。にんじやのショーをみました。ばくてんをしながらでてきたりしてとてもかっこいいショードでした。次に夕はんをたべてからタクシーできょうとえきにもどって夜行でん車でねました。それはムーンライト九州でした。



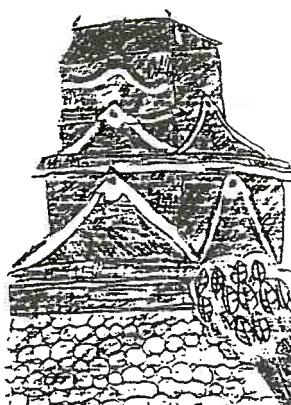
## 8月8日(土)

朝おきると外は大雨で、はかたえきの2つまえのえきでとまつてしまいたいへんでした。しようがないのでふつうのでんしゃではかたのえきまでいったらでんしゃがぜんぶストップしてしまはずかたのえきで半日トランプをしたりしてひまをつぶしました。ちかてつにのっていったらちょうどさいしょのでんしゃがうございてそれにのりました。やながわえきまでいきました。あるいはよかんにいきました。へやが大きかったです。大よく場もありました。



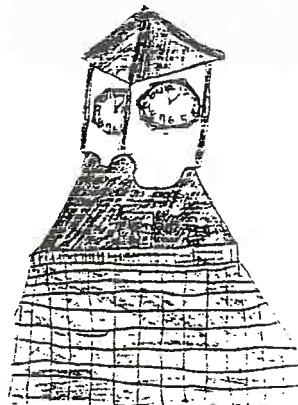
## 8月9日(日)

タクシーでカルチャーセンターにいってかんこうバスでくまもとじょうにいきました。いしてできているかべがくずれてたりしていました。むかしのものもいっぱいおいてありました。次にすいぜんじこうえんにいきました。あとはニュースカイ・ホテルにいきました。こんしんかいでビンゴをやりミンミンゼミをもらいました。



## 8月10日(月)

かんこうバスでひぜんゆめかいどうにいきました。からくりどけいがちょうどなっていました。おにいちゃんがしゅりけんなげとかをしていただけどぜんぜんあたっていませんでした。次にゆうとくいなりにいきました。じんじやで山がありわたしとおにいちゃんがのぼりました。一ぱんうえまでのぼったのは6人だけでした。次は有田やきにいきました。きれいなかびんをかいました。かわいいやきものもいっぱいありました。その日はたけおセンチュリーホテルにとまりました。そこにはにわがあってこいがいっぱいおよいでいました。



## 8月11日(火)あめ

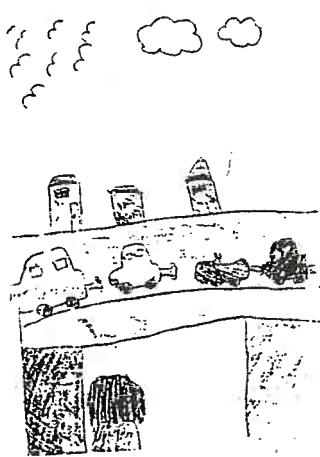
この日はハウステンボスにいきました。ふねの中でおにいちゃんにしゃしんをいっぱいとつもらいました。スタンプラリーもぜんぶおせてとうきのいえをもらいました。それからいろいろなおみせにもまわってコインチュコをかいりました。ふうしゃの中にはいったらごちゃごちゃでよくいみがわかりませんでした。この日はあつくてとてもつかれました。次は長さき市ないをみてから、やたろうというホテルにいきました。夜空がとてもきれいでした。ちかくにある橋がうすむらさきにひかってとてもきれいでした。



## 8月12日(水)あめ

さいしょ平和こうえんにいきました。平和ぞうが右手をあげて左足をたてていました。おくにいくとふんすいがあつてかおのかたちみたいでした。次はげんばくきねんかんにいきました。こわくてあまりみなかつたけどげんばくがおちたあとにしゃんとかがかざってありました。

次はグラバーていにいきました。いえの中からのけしきはとてもきれいでました。とちゅうでおとうさんのかさがこわれてしまつておとうさんはいえの中にははいれませんでした。ながさきのえきからしんだいれっしゃにのりました。わたしは下の左がわでねました。



## 8月13日(木)

朝おきるとまだねていたのでカーテンをすこしあけてそとをみました。とうきょうについたらふつうのでんしゃでかえりました。とうきょうには、11時20分ごろつきました。家についたのは2時ぐらいでした。おかあさんはおみやげにビードロをかいりました。わたしもビードロをかいりました。

〔中沢勇会員（東京）のお子さんに、大会期間中の家族旅行について書いていただきました。〕

# 制度問題より

## 大臣告示を受けての 不動産コンサルタント問題について

法対策部長 森 ひろみ (神奈川)

7月2日、建設省告示第1277号「不動産コンサルティングに関する知識及び技術の審査・証明事業認定規定」が告示された。

その経緯まで簡単に触れると、昨年4月の不動産流通近代化センターに設置された不動産コンサルタント資格制度研究会が建設省に提出した報告書が発端である。この報告書では新たな資格制度創設の必要性を説いている。すなわち「不動産コンサルタント」の名称を与え「不動産コンサルティング業務に必要な広範囲な知識を総合的に有し、更に関連する分野の業務についての専門的知識を持つ者をコーディネイトする者」と意義づけ、その例示されていた業務内容をみても法律・税務・建築・金融等に関し多岐にわたっている。当然各士業の職業法に抵触する虞れがあり、士業6団体（日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本司法書士会連合会、日本行政書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会）の反対運動となつた。しかし、建設省の平成4年度の重点施策として、建設省が名を捨て実をとつた形で今回の大臣告示となつた。内容は「資格制度」の創設から内部的な「試験制度」へと様変りをしている。つまり、不動産コンサルティングに関する知識及び技術の審査・証明（以下審査等という）のための試験を実施し、宅地建物取引業における人材の育成を図ることを目的とし、この試験合格者に特別の称号を付与するものではないとしている。当初の「不動産コンサルタント」の名称は隠れた形となっている。

しかし一般の国民にとって、名称はなくとも不動産コンサルティング試験（正式にはどういう名称となるかわからないが）に合格していると聞けば、資格士法に基づく資格者として、誤解する危険性は大きいのではないだろうか。

この告示の具体的な内容は、おもに審査等の事業を実施する団体の要件等に終わっている。民法

第34条の規定により許可された公益法人が、建設大臣に認定申請を行ない、認定基準に該当すれば試験の実施機関として建設大臣が告示し、指定することになる。この認定基準のなかに「合格者の登録、その知識及び技術の維持並びに税理士法、弁護士法等の関連する資格士法に関する法令についての周知のための措置が適切に講じられているものであること。」（告示第4条第5号）「合格者に特別の称号を付与するものではないこと。」（同条第6号）「登録者が、宅地建物取引業法もしくは関連資格士法令に違反した場合その他不動産コンサルティングに関して不正又は著しく不当な行為をした場合における登録抹消のための審査手続きが適切に定められているものであること。」（同条第7号）と規定されていることは各資格士法上との配慮として評価すべき点ではある。しかし、これらの規定が有名無実とならぬ様税理士法等に抵触した場合の監視体制の確立等、まだまだ制度実施面においての問題は残っていると言えよう。

建設省では、先の不動産流通近代化センターをその認定団体と予定しており、その告示を経て関連の通達が出されるとみられている。建設省は、内部的な試験制度の受け皿をとりあえず士業団体の反対の声の中で通したといえる。この「資格制度」の創設から内部的な「試験制度」となつたことを反対運動の成果とするか一歩後退とするか様々な判断があろう。しかし、監査体制の確立を含めてその全容がはっきりするまではなんとも言えないが、どちらかというと今後に禍根を残す決着の仕方といえよう。

士業6団体は今後も連携を深めて行く様であるが、職域問題も絡むことから業界の判断が異なることになろう。各士業がその職業法に立脚して、業務を行なうのであれば、相互にけん制作用が働き、適正に保たれるのである。最近の銀行業界と証券業界の相互受入的な状況にみられる様なもの

は、各士業間においてはその資格の独自性ゆえ相入れないのである。建設省が社会的要請により宅地建物取引業の育成を目的とするならば、国民に不測の損害を与える危険性をはらんだ制度を導入することは、逆行の方向ではないだろうか。極論すればこの認可団体自体、建設省の天下りの受け

皿ではないかと勘織りたくもなる。

今後も、建設省の動きに注視し、制度の監視機能を持たせるため何らかの法的な措置を確立しなくてはならない。まだまだ、制度的にも運営的にも問題は残っている状況でもあり、次の段階の対応が重要となってこよう。

## 納税者番号制度について

—オーストラリア視察を踏まえて—

納税者番号制対策委員長 大石 敬（埼玉）

### 1. はじめに

全国青年税理士連盟では、1992年7月11日から18日にかけてオーストラリアへ納税者番号制度の視察を行った。視察を踏まえて納税者番号制度について言及したい。

### 2. 納税者番号制度の意義

納税者番号制度とは、「納税者一人一人に番号をつけて、その所得や資産を正確に把握できるようにし、脱税や課税漏れをなくして公平な税の執行を目指す制度である。」と一般的に説明される。つけ加えるなら、税務目的に限定し、この番号を他の目的（医療関係、保険関係、旅行等）に使用してはいけないのが、本来の納税者番号制度である。

### 3. 紳税者番号制度の諸類型

納税者番号制度には、国民への番号付与の方式に関して次の3類型がある。

#### (1) アメリカ・カナダ型（社会保障番号利用方式）

公的年金等社会保障の給付に使用されている番号を、税務その他の行政分野に利用する方式。

#### (2) 北欧方式（国民総付番方式）

全ての国民を対象に出生時に自動的、強制的に付番し、この統一個人番号（共通番号）を税務その他の行政分野に利用する方式。

#### (3) イタリア・オーストラリア型（限定納税者番号方式）

既存の各納税者の税務署整理番号を用いて、基本的に限定して利用する方式

政府税調の報告では、(3)の方式は、番号制度の定着性、費用対効果等の観点から問題があり適当でないとはじめから議論の対象外としている。しかし、本来の納税者番号制度は(3)をいうのであり、

政府ははじめから国民総背番号制度を考えていると言つてよいであろう。

### 4. オーストラリアの納税者番号制に学ぶ

オーストラリアでは1989年1月から納税者番号制度を導入した。オーストラリアの納税者番号制度は、アメリカ・カナダ・デンマーク・ノルウェー等の番号制度を研究したうえで導入されたため、番号制をめぐる問題点を克服した制度となっている点が特徴的である。従って、オーストラリアにおける導入の経緯を検討することは、今後日本で納税者番号制度導入に当たって参考になるのである。

### 5. 紳税者番号(Tax File Number = TFN)導入の経緯

#### (1) オーストラリア・カード案の廃案

オーストラリアでは、1985年「オーストラリア・カード」の制度を導入しようとした。オーストラリア・カードとは、脱税と年金等の社会保障の不正受給の防止を目的に国民総背番号制の導入を目指したものであった。このカードの対象は、納税目的のみならず、年金、医療保険等広い行政分野に及ぶものであり、さらに本人確認のための証票としての利用も含むものであった。

この「オーストラリア・カード」の制度について、プライバシー法に違反するという国民的論争の後、1987年9月に廃案となった。

#### (2) 紳税者番号(TFN)の導入

1989年1月から導入された納税者番号は、オーストラリア・カード廃案をふまえて次に述べる特徴がある。第一に利用目的が課税または課税関連目的に限定されている。すなわち、これは、民間の自発的利用や身分証明として利用できないことを意味する。従って、民間が納税者番号を利用し

てデータベースを構築することも禁止される。第二に付番機関は課税庁となっている。利用目的が課税または課税関連目的であれば当然といえる。第三に番号の取得・提示は任意が原則となっている点である。(法律の組立はあくまで任意であるが現実には、生活に不便を感じたり不利益を被るため、なれば強制されるケースも多い様に思われる)。第四に納稅者番号(TFN)導入と同時にプライバシー保護法が導入された点である。プライバシー保護法に基づいて納稅者番号ガイドラインも法律として制定されている。

#### 6. 現在の日本での動向

日本では、昭和63年12月の政府税調の報告の後、平成元年2月に「税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡検討会議」が政府内に設置され、非公開で「共通番号制度」について検討が開始されている。ここで検討されているテーマは、各省庁が管理する個人番号の一本化である。政府は、「納稅者番号制」、「共通番号制」と言いながら実質は「国民総背番号制」を検討していると考えられる。年内中には、政府税調から納稅者番号制度(国民背番号制度)を是とする答申が提出されるものと予想される。

さらにごく最近の新聞報道では次の記事が注目に値する。『厚生省・社会保険庁は95年度をめどに年金番号を一本化する方針を決めた(日本経済新聞4. 9. 20朝刊)』。『自治省は各市町村ごとに管理している住民基本台帳の個人番号について、95年度をめどに全国で一本化したうえ、コンピュータのオンラインで各地方自治体の間を結ぶ方針

を決めた(日本経済新聞4. 9. 28朝刊)』。

これらはまさに前述の諸類型の(1)と(2)を想定した上で進めているといつてもよい。

#### 7. 紳稅者番号制度の問題点

政府税調はプライバシーの保護に関しては、残念ながら消極的である。報告では、「適正・公平な課税を実現するため必要な限りプライバシーの権利は制約されざるを得ないと考える。」と言っている。また、「同一の番号を利用する行政範囲の限定、番号を利用して収集した情報の目的外利用についての制限等適切な管理を伴えば、プライバシー侵害の危険性は防止される」と言っているが、適切な管理とは具体的に何を意味するかについての言及は全くない。例えばオーストラリアでは、納稅者番号制度導入の際、プライバシー保護法を制定している。また以前からオンブズマン法、情報公開法も制定されている。すなわち、納稅者番号制度の導入基盤があるのである。日本でも、納稅者番号制を導入するのであれば、プライバシー保護法のような法律を合わせて制定すべきものと考える。

#### 8. 終わりに

最近になって急に納稅者番号制度についての報道記事も目だつようになってきた。しかし、国民の間の議論は全くないように思える。特に我々税理士は、税務の専門家としてこの制度はどうあるべきかにつき考えていく必要があると思う。そして、プライバシー権のない、国民総背番号制につながる納稅者番号制には反対すべきではないかと思う。

## 「納稅者番号制導入案を徹底検証する」

——石村耕治教授の講演より——

三 浦 幹 雄 (近畿)

郵政、自治、労働、農水、国税、警察、社会保険、総務の14省庁からなる「税務行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡検討会議」が開かれ「共通番号制」が本格的に検討されています。そして、今秋税制調査会は「納稅者番号制」についての答申を出す予定のようです。このような状況下において誠に時節に適したテーマであったよう思います。

去る9月5日京都祇園ホテルで、納稅者番号制の研究においてわが国の第一人者である石村耕治教授により『納稅者番号制導入案を徹底検証する』と題する講演会が行われました。

政府は、納稅者番号制の導入に向けて着々と準備をすすめています。1988年12月に発表した政府税制調査会の「納稅者番号等検討小委員会報告」を受けて、大蔵、外務、法務、厚生、文部、運輸、

講演の中で石村教授は、政府が準備を進めている番号制は、「納税者番号」というネーミングであるが、実は「国民背番号制」であること。つまり本来、納税者番号制とは、税務署が、納税者番号のついた法定調書等を納税者ごとに名寄せし、本人の納税申告書と照合するシステム、課税だけを目的とした限定番号制であるが、政府が検討している番号制とは、課税だけを目的としたものではなく、年金、健康保険、パスポート等広い分野で共通して利用するシステムである。更に、その番号は民間でも自由に利用できるというのです。例えば、学生証、クレジットカード、ビデオレンタルカード、診療カード等です。コンピュータで照会すれば、その人の病歴、犯歴、家族構成など一目瞭然となり、まさにプライバシー権を侵害するものである。以上のような点から判断すれば政府が検討している番号制とは、「納税者番号制」とはいえるものではなく、その実態は「国民背番号制」である。

また、納税者に番号を付与する方法として、アメリカ方式、北欧方式、イタリア方式（オーストラリア方式）があり、いま政府が導入モデルにしようとしているのは、本来の納税者番号制と言えるイタリア方式（オーストラリア方式）をではなくアメリカ方式であるとされ、それは、事実上の国民背番号制になっている。このような点からも、政府の検討している番号制の実態は、「国民背番号制」であると指摘されています。

さらに政府税調は、番号制の導入のため当然必要となるプライバシーの保護や課税庁保有情報の開示制度などインフラ（番号制導入基盤）の整備、拡充に関する認識が全くない。反対に、「適正な税務執行のために必要な限りでプライバシーの権利が制限される」とまで言っているのは問題である。わが国のプライバシー権の保護は不十分で、現在、「個人情報保護」なる法律があるけれど、この法律の適用は、「コンピュータ処理する個人情報」に限定されている。手書き処理されたものはこの法律の適用を受けないし、また、租税賦課、徴収に関する情報については、税務署の自由な判断で開示しなくてもよい仕組みになっている。まったくのザル法である。国際的水準とは程遠いものであるとし、今日のような高度情報化社会に対応できる国際水準並みのプライバシー保護制度及び、情報公開制度が不可欠であるとされています。

そして結論として、いかなる番号制と言えどもその導入は急ぐ必要はない。ひとたび導入の道を開けば、後で歯止めをかけることは極めて難しい。その例として、オーストラリアで採用された納税者番号制（税金関係に限定して利用される番号制で、強力なプライバシー保護措置と抱き合わせて導入された。）において、その納税者番号制の利用を拡大しようと官僚側からのプレッシャーが強くなっている事実をあげられています。そしてまた、納税者番号制を仮装した国民背番号制の裏口導入案は政府のやるべき行為ではないとも述べられています。

政府閣僚は、国際貢献、環境保護等の名目を理由に、消費税の税率引上げの必要性を公然と発言しています。消費税は、言うまでもなく逆進的な税制です。その消費税の税率を引上げることになれば、さらに応能負担の原則からはなれ不公平は拡大します。そしてまた、所得税、法人税等に数多くの優遇措置があります。これが「適正、公平な課税」と言えるのでしょうか。税務行政においても、91年7月政府は、「行政手続法要綱案」を公表しましたが、驚くことに税務行政に係る処分が適用除外とされていました。これで「適正な税務執行」が可能となりえるのでしょうか。課税の立法上の不公平、執行上の不公平を置き去りにして行政上の効率化のため、「納税者番号制」を導入するのは本末転倒と言えるものです。

しかし、現実「納税者番号制」は、政府の思惑通り、その実態をかくしながら、導入に向け着々と進んでいます。国税庁、税務署は、昨年から消費税を中心とする機構改革を実施、さらにコンピュータによる納税者の一元管理をすすめるKSK（国税総合管理）の開発が進められています。「納税者番号制」導入を前提としているのは明らかです。

納税者番号制導入に対する税理士の関心はまだまだ薄いと聞きます。しかし、納税者の権利を擁護し、納税義務の適正な実現をはかることを使命とする税理士ならば、政府が検討している「納税者番号制」を仮装した「国民背番号制」の本質を見抜き、広く納税者（国民）の前に明らかにする使命があるのでないでしょうか。

注 本文は、近畿青年税理士連盟主催の合同講演会の報告です。

# 岡山青年税理士クラブおよび 鹿児島青年税理士クラブが連盟を退会

組織部長 大澤慎一（神奈川）

本年8月9日、熊本において開催された第25回定期総会で、岡山青年税理士クラブの連盟退会問題につき質疑のあったことは、出席された会員は御存知のことと思います。

大会終了後、益子会長より三宅典夫岡山青税代表幹事に連絡を取り、同月20日、益子会長、辻村総務部長、そして組織部長の大澤が岡山青税を訪問し、岡山青税執行部との会合をもつことができました。

その会合のなかで、岡山青税の連盟退会問題は従来より話し合われており、その原因は

- ・岡山青税は研究、親睦を中心とした団体であるので、全国青税の制度的活動に同調できないこと。
- ・また、全国青税の単位組織であることが、岡山青税に会員増加の障害となっていること。
- ・そして、岡山青税の会員個人にとっては、全国青税に加入しているメリットを感じられないこと。

などが挙げられるとの報告を受けました。

私達全青税執行部は、一つ一つについて、誤解があるものについてはその誤解を解き、お互いに充分な話し合いをしてきました。その結果、当日出席した岡山青税の会員には、全国青税の存在意義については再認識していただいたとの確信を得ることができました。

しかし、同月22日に開催された岡山青税臨時総会における投票の結果、退会に賛成21票、反対11票により連盟からの退会が決定てしまいました。9月4日、益子会長と私は再度岡山を訪れ、岡山青税執行部の方々に全青税加入時における連盟に対する様々な協力に対する御礼を述べるとともに、個人会員として参加していただくなど今後も全青税との関係を続けていただけるよう要請して参りました。

鹿児島青年税理士クラブについては、8月19日開催の鹿児島青税臨時総会において、連盟からの退会決議がなされた旨の通知を同月25日付けて受

け取りました。その後鹿児島青税との会合を持っていないため、退会に至る詳しい過程について定かではありませんが、その理由についてはおおむね岡山青税の場合と同様であると推測されます。臨時総会の投票結果は、退会に賛成52票、反対1票というものでしたが、投票の前に全青税との会合の機会を与えていただければもう少し違う結果になったのではと残念でなりません。なるべく早い時期に鹿児島青税との会合をもち、今後の両者の関係が悪いものとならないように話し合っていきたいと考えています。

私達全青税執行部は、組織問題について、一つの単位会の加入より一つの単位会の退会のほうが重いとの認識を持っています。全青税が一貫して提唱してきた理念については、全国何処の税理士であっても変わるものではありません。またそのことについては、全国何処の税理士であっても理解しているものと思います。税理士にとって不变である理念に基づいて、全青税がどのようなメンバーでどのような活動を行なっているのかは、全国各地で行われる理事会や全国大会、シンポジウムなどに参加した会員には理解していただけると思います。そして、自分がそれらに参加して得るもののが、会員個人にとっての全青税活動の最大のメリットです。執行部全員にそのような認識はあったのですが、具体的には理事会に出席してきた各単位会の代表などに各会員の参加を要請するという非常に消極的な呼び掛けしか成してきませんでした。

二つの単位会の退会に至る経過を教訓にして、反省すべき点は反省し、連盟から各単位会、個人会員そして単位会の会員個人に対する新しい働き掛けを試みる時期に来ています。そのことが、新しい単位会の結成への近道でもあるでしょう。

具体的な施策として今事業年度においては、全国組織であるから招聘が可能となる著名な講師陣のリストを作成し、全国各地で講演会等の企画があればその橋渡しをする様にシステムを整備してい

きます。また、講演会等の際には全青税の執行部が講師と一緒に出向き、全国各地の会員に連盟の活動報告をするとともに、会員からの疑問等に答えるような会合を持ちたいと企画しています。

また、各単位会の会員の把握についても、以前は各単位会に任せきりの状況でしたが、特に新しい会員については全青税からの広報等が届いていないなどの弊害も出ていることから、再度確認整備を急ぐようになります。個人会員についても、名簿の整理を進め、今迄は点であった存在を何とか

線として機能できるように働き掛けていきたいと考えています。

四半世紀という一つの区切りを経過した全青税ではありますが、その不变の理念を達成するためには一人でも多くの税理士の力が必要であることには変わりがありません。今事業年度は、まだまだ思考錯誤の状態で終了してしまうかもしれません、連盟の組織充実のため新しい試みをしていきたいと考えています。全会員のご理解とご協力をお願いいたします。

**書評****三木義一著 『現代税法と人権』**

(勁草書房)

6,500円

総務部長 辻 村 祥 造 (神奈川)

本書はわが国の税法の権力性を北野教授とともに批判されてこられた三木助教授の論文集である。本書はその書名からも推測されるように、現代税法を納税者的人権の角度から批判的に検討したものであり、次のような書論文が収録されている。

- |     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 第一部 | 第1章 「納税の義務」の再検討             |
|     | 第2章 ヘンゼル税法学の構造              |
|     | 第3章 第二次納税義務の再検討             |
| 第二部 | 第4章 租税法規範に対する憲法審査原則         |
|     | 第5章 給与所得税制不公平税制             |
|     | 第6章 良心の自由と納税拒否              |
|     | 第7章 財産権保障と課税権の限界            |
|     | 第8章 政治資金規制の方向と税制            |
|     | 第9章 不確定概念の合憲性の判断基準          |
| 第三部 | 第10章 「消費」課税と憲法原則            |
|     | 第11章 中小企業特例・前段階税額控除をめぐる基本問題 |
|     | -第12章 どぶろく自家醸造禁止合憲論批判       |
|     | 第13章 酒類販売免許制合憲論批判           |

内容をよく簡潔に紹介すると、第一部では、「納税の義務」「租税債務関係論」といった税法学上の基礎的概念の再検討され、著者の税法研究の基本姿勢が示されている。

第二部は、税法が合憲かどうかを判断する基準が様々な角度から論じられている。第9章では、我々実務家を悩ませる「不相当に高額な役員報酬」という不確定概念の違憲性が論じられている。

第三部では、税法分野の中でもあまり法的な検討の対象にされてこなかった間接税にかかわる憲法問題が検討され、とりわけ消費税の矛盾点や酒税の違憲性について迫力のある議論が展開されている。

最近の税務行政や税制改正を見ると、一体わが国には憲法が存在するのか疑問に思えてくるが、著者が強調しているように、税の世界にも憲法の光を絶えずあてていかねばならない。そのためには、我々実務家自身が憲法感覚を身につけることがますます必要になってきている。本書はそうした我々の課題に十分応えてくれると思うし、読んだ方が大いに勇気づけられるに違いない。一人でも多くの会員に読まれることを勧めたい。

# 全青税

## 熊本大会

### スナップ



記念講演（講師 山本守之先生）



各単位会代表と益子新会長



柏谷会長夫妻ごくろうさま



来賓の北野弘久先生



観光・熊本城をバックにして